

働く人を守るルール

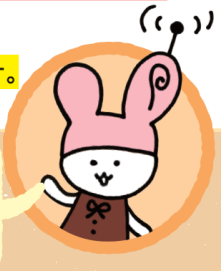
4. 給料についてのルール

- Q10** 募集していた時給より下げられても、仕方がないのですか？
- Q11** 給料をもらえる日は、毎月決まっているのですか？
- Q12** 遅刻やミスをしたら、罰金として給料から差し引かれても、仕方がないのですか？

Q10 募集していた時給より下げられても、仕方がないのですか？

- ▶ 働く人に支払われるべき最低額の賃金が、都道府県ごとに決められています。
- ▶ 「最低賃金」と言います。
- ▶ 「最低賃金」より低い時給で働かせることは、法律違反です。

仕事を見つけたとき、時給などが書かれている求人広告のチラシやページ、またはスマホで写真をとって、保管・保存しておきましょう！



最低賃金を調べましょう！

最低賃金は、厚生労働省のホームページに載っています。自分の地域の最低賃金を調べてここに記入し、時給が最低賃金を上回っているか、確認しましょう！



Q11 給料をもらえる日は、毎月決まっているのですか？

- ▶ 給料は、毎月、決められた日に支払われなくてはなりません。
- ▶ 雇う人は、働いた時間・日数の分、給料を支払う必要があります。
- ▶ ※10分や15分単位ではなく、1分でも働いた時間に対しては支払わなければなりません。

給料の支払いについてのルール

- ・毎月1回以上
- ・決められた日に
- ・お金で(物ではなく)
- ・働いた時間分の全額を
- ・直接本人に(親など他の人ではなく)



給与明細書

いくら給料を支払っているか、という書類を雇う人は働いている人に、毎月渡さなければなりません。働いた日数・時間数、給料の金額などが書かれています。

働いた日や時間をノートにつけて、給与明細書とあっているか、確認しましょう！

そして、給与明細書は保管しておきましょう！

こんなとき どうする？

高校生だから、研修中だからといって、募集していた時給より下げられた……

- ▶ 最低賃金(⇒Q10を見ましょう)より低くないか、確認しましょう！
- ▶ もし低ければ、最低賃金が守られていないことを雇っている人に話してみましょう！
- ▶ また、労働条件通知書(⇒Q5を見ましょう)に、時給がいくらか、きちんと書かれているはず。書かれている時給とちがうときは、雇っている人に話してみましょう！

店を閉めた後、そうじに30分位かかるけど、そうじの時間は給料がもらえていない……

- ▶ 開店の準備、後片付け、着替えの時間も、働いた時間と見なされます。その分が給料に含まれていない場合は、お店の責任者に話してみましょう！



食事を運んでいるとき、うっかりとお皿を落として、お皿を割ってしまった。さらに、お客さんの服を汚してしまい、お皿の代金とクリーニング代を払うように言われた……

- ▶ わざと割ったり、汚したりしたのでなければ、必ずしも弁償する必要はありません。お店の責任者に、なぜ支払わなければならないのか、きちんとした理由を説明してもらいましょう！

クリスマスケーキなどの販売ノルマを課された。そして、販売ノルマに達しない分を買わされた……

- ▶ ノルマを達成できなかった分を買取る必要はありません。また、給料から差し引くことは法律違反です。お店の責任者に話してみましょう！



罰則については、就業規則(⇒Q5を見ましょう)に書かれている場合がありますので、確認しましょう！

Q12 遅刻やミスをしたら、罰金として給料から差し引かれても、仕方がないのですか？

- ▶ 罰金や弁償などとして、給料から引くことは法律違反です。
- ▶ 雇う人は、働いた分の賃金を全額支払うように決められています。

※特定非営利活動法人 ACE 「知ってる？働く人を守るルール」より

みなさんがこれから就職したり、アルバイトとして働いていく上で、いざというときに役立つ働くときのルール(労働法)に関する基本的な知識を身につけよう。